

団体の長 殿

新居浜労働基準監督署長

労働災害防止の取組の強化について（緊急要請）

日頃は、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署における労働災害の発生件数は長期的に減少傾向にはありますが、平成 26 年の休業 4 日以上之死傷者数は 431 人で、対平成 25 年比 36 人（9.1%）と大幅に増加しました。なお、死亡災害はゼロであり、現在管轄している当署管内では、昭和 22 年に労働基準監督署が設置されて以来、初めてのことであります。

しかしながら、平成 27 年 10 月末現在の休業 4 日以上之死傷者数は 309 人と対平成 26 年同期比でさらに 1 人（0.3%）増加し、死亡者数は 4 人（管外の事業場からの出張作業中の死亡者数を含むと 6 人）と同時期で見ると平成 22 年以降最多となり、極めて憂慮すべき事態となっております。

当署における死亡災害を業種別に見ますと、これまで労働災害防止活動に積極的に取り組んできた製造業で 2 人、建設業及び道路貨物運送業でそれぞれ 1 人となっておりますが、これらの業種においては、一命をとりとめたものの、重い後遺障害を残すような重篤な災害も発生していることから、安全衛生管理水準の低下が懸念されております。

このため、貴団体におかれましては、当署管内における労働災害の現状を認識され、悲惨な結果を招く労働災害を発生させないための取組をさらに強化いただきますとともに、会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

- 1 事業場トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施し、職場内における安全衛生活動の総点検を行うこと。

また、労働災害につながる不安全状態や不安全行動があるときは、直ちに改善措置を講じるとともに、その背景にある要因を検証した対策を講じること。

- 2 安全管理者の選任義務がない事業場においても安全担当者（安全推進者等）を配置するなど、事業場における安全管理体制の充実・強化を図ること。

また、安全管理者・安全担当者等の責任と権限の明確化及び職務の励行を図ること。

- 3 効果的な安全衛生教育を実施すること。特に新人に対する雇入れ時教育を確実に実施するとともに、危険感受性を高めるための教育を実施すること。

- 4 作業手順書が安全を優先した作業方法となっているか検証の上、関係労働者に周知徹底すること。

また、当該作業手順に基づいて現場作業が行われているか、総点検を行うこと。